

医 政 第 471 号
令和 4 年 3 月 15 日

各地域医療支援病院の開設者 様

静岡県健康福祉部長

地域医療支援病院が設置する委員会の開催回数について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、地域医療支援病院については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 19 の規定により地域医療支援病院の業務遂行状況を審議し、当該病院の管理者に意見を述べる委員会の設置が義務付けられています。

当該委員会については、「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知。以下「国通知」という。）において、「定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則」とされているところですが、本県では、「地域医療支援病院が設置する委員会の開催等について」（平成 24 年 2 月 17 日付け医務第 388 号静岡県健康福祉部長通知。以下「県通知」という。）において、「半期に一回以上の開催を原則とすること」と通知しているところです。

しかしながら、近年の当該委員会の開催回数等を踏まえ、令和 4 年度からは、県通知による開催回数の取扱いを廃止し、国通知に基づく開催回数の取扱い（定期的（最低四半期に一回程度）に開催することを原則）によるものとします。

なお、委員会の開催に当たりましては、通常の対面による開催のほか、書面やオンライン等の方法による開催についても検討いただき、適切に対応いただくようお願いいたします。

担 当 医療局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417